

あいぜん苑介護予防短期入所療養介護サービスのご案内

(令和 1年10月 1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設あいぜん苑
- ・開設年月日 平成7年6月17日
- ・所在地 秋田市上新城道川字愛染58番地
- ・電話番号 018-870-2001
- ・ファックス番号 018-870-2333
- ・管理者名 施設長 医師 小 泉 純一郎
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0550180087号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーションや介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設あいぜん苑の運営方針]

- ・利用者の自立を支援
- ・地域や家庭との結びつきを重視
- ・良質なケアとリハビリの提供
- ・利用者本位のサービスの提供
- ・苑内事故防止の徹底
- ・利用者の人権擁護

(3) 施設の職員体制(令和 1年10月1日現在)

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医 師	1	0.2		施設長、施設療養の全体管理
・看護職員	10		1	入所者の保健衛生管理、直接処遇
・薬剤師		0.3		薬剤管理
・介護職員	34		4	入所者の保健衛生管理、直接処遇
・支援相談員	1			入所者の生活向上に必要な生活指導
・作業療法士	5			入所者のリハビリ
・管理栄養士	1			入所者の栄養管理
・介護支援専門員	1			ケアプラン作成
・事務職員	10			会計、庶務
・その他	5		1	技師、宿直、洗濯、清掃

- (4) 入所定員等 ・定員 100名(短期入所含む)
・療養室 個室 3室、2人室 5室、3人室 1室、4人室 21室

2. サービス内容

- ① 介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます)
朝食 7時～8時
昼食 12時～13時
夕食 18時～19時
- ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 理美容サービス(第1、3、(5)月曜日に美容、第2、4月曜日に理容を実施)
- ⑩ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 秋田厚生連秋田厚生医療センター
 - ・住所 秋田市飯島西袋1-1-1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 小澤歯科医院
 - ・住所 秋田市土崎港中央4丁目5番53号

4. 通常の送迎の実施地域

当施設では入所の際の送迎実施地域を下記のとおりに定めております。ただし、ご家族により送迎される場合はこの限りではございません。

- ・秋田市(雄和、河辺地区を除く)、潟上市天王地区

5. 事故発生時の対応

施設サービス提供時に事故が発生した場合は必要な手立てを施すとともに、速やかに市町村、当該入所者のご家族、担当ケアマネージャーに連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

また、事故の状況及びその際に採った処置について記録し、その原因を解明し再発生を防ぐ為の対策を講じることとする。また、万が一賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償することとする。

尚、細部については事故が発生した場合の対応方法も含めて、事故対応マニュアルによることとする。

○ 緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 施設利用に当たっての留意事項（別紙 入所のしおりをご覧ください）

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会は、……………午前7：30～午後7：30
- ・ 消灯時間は、……………午後9時
- ・ 飲酒は、……………誕生会、行事時に飲酒可。
- ・ 喫煙は、……………苑内禁煙
- ・ 火気の取扱いは、……………認めない
- ・ 設備・備品の利用は、……………個別に対応する
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、……………個別に対応する
- ・ 金銭・貴重品の管理は、……………原則として施設にて保管
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、……………緊急時以外認められない
- ・ 宗教活動は、……………禁止
- ・ ペットの持ち込みは、……………禁止
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

7. 非常災害対策

- ・ 防災設備 消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常警報設備
誘導灯、非常用自家発電設備
- ・ 防災訓練 年2回（内 夜間想定1回）

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 要望・苦情及び虐待等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

◇ 要望・苦情及び虐待等相談窓口

支援相談室（電話018-870-2001 内線20）

担当 支援相談員 高橋 健

要望・苦情及び虐待などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、受付前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、愛染会苦情処理第三者員会、秋田県国民健康保険団体連合会及び秋田市福祉保健部介護保険課にも同様に申し出ることができます。

なお、虐待に関しては、直接市町村（秋田市においては福祉保健部介護保険課）に通報及び届出できることが法律で定められております。

◇愛染会苦情処理第三者委員会
あいぜん苑担当3名（氏名及び連絡先は別紙）

◇秋田県国民健康保険団体連合会
秋田市山王4丁目2-3 電話018-862-6864

◇秋田市福祉保健部介護保険課 施設管理担当
秋田市山王1丁目1-1 電話018-866-8780

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

あいぜん苑介護予防短期入所療養介護について

(令和 1年10月 1日現在)

1. 介護保険証及び介護保健負担割合証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証と介護保健負担割合証を確認させていただきます。

2. 介護予防短期入所療養介護の概要

介護予防短期入所療養介護は、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

（従来型個室）

（多床室）

・要支援1 580円

・要支援1 613円

・要支援2 721円

・要支援2 768円

*夜勤職員配置加算として、上記施設利用料に1日につき24円加算されます。

*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、上記施設利用料に基本料金と諸加算の合計に3.9%乗じた額が加算されます。

*介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）として、上記施設利用料に基本料金と諸加算の合計に2.1%乗じた額が加算されます。

*サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イとして、上記施設利用料に1日につき18円加算されます。

*個別リハビリテーション加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき240円加算されます。

*緊急短期入所受入加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき90円加算されます。

*重度療養管理加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき120円加算されます。

*入所時、退所時に送迎を行った場合、それぞれ184円加算されます。

*療養食加算を算定した場合、上記施設利用料に1食につき8円加算されます。

*緊急時治療管理加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき518円加算されます。（1ヶ月に1回限度）

*なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

*上記のほか職員体制の加算により若干の変更があります。

*（※その他、実施している加算については、適宜記載する）。

（2）その他の料金

- ① 食費／1日 ・朝食 360円 ・昼食 560円 ・夕食 610円*
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）
- ② おやつ代／1日100円*
- ③ 滞在費（療養室の利用費）／1日*
・従来型個室 1,668円
・多床室 377円
（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）
- *上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別添資料（利用者負担説明書）をご覧ください。
- ④ 理美容代 実費（1,500円～4,000円程度。別途資料をご覧ください）
- ⑤ その他（私物洗濯代、電気代等）は、別途資料をご覧ください。

（3）支払い方法

- ・ 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、受け取ってから10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、現金、銀行振込の方法があります。入所契約時にお選びください。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和 1 年 1 0 月 1 日現在)

介護老人保健施設あいぜん苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

あいぜん苑介護予防短期入所療養介護サービスのご案内

(令和 1年10月 1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設あいぜん苑
- ・開設年月日 平成7年6月17日
- ・所在地 秋田市上新城道川字愛染58番地
- ・電話番号 018-870-2001
- ・ファックス番号 018-870-2333
- ・管理者名 施設長 医師 小 泉 純一郎
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0550180087号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーションや介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設あいぜん苑の運営方針]

- ・利用者の自立を支援
- ・地域や家庭との結びつきを重視
- ・良質なケアとリハビリの提供
- ・利用者本位のサービスの提供
- ・苑内事故防止の徹底
- ・利用者の人権擁護

(3) 施設の職員体制(令和 1年10月1日現在)

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医 師	1	0.2		施設長、施設療養の全体管理
・看護職員	10		1	入所者の保健衛生管理、直接処遇
・薬剤師		0.3		薬剤管理
・介護職員	34		4	入所者の保健衛生管理、直接処遇
・支援相談員	1			入所者の生活向上に必要な生活指導
・作業療法士	5			入所者のリハビリ
・管理栄養士	1			入所者の栄養管理
・介護支援専門員	1			ケアプラン作成
・事務職員	10			会計、庶務
・その他	5		1	技師、宿直、洗濯、清掃

- (4) 入所定員等 ・定員 100名(短期入所含む)
・療養室 個室 3室、2人室 5室、3人室 1室、4人室 21室

2. サービス内容

- ① 介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます)
朝食 7時～8時
昼食 12時～13時
夕食 18時～19時
- ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 理美容サービス(第1、3、(5)月曜日に美容、第2、4月曜日に理容を実施)
- ⑩ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 秋田厚生連秋田厚生医療センター
 - ・住所 秋田市飯島西袋1-1-1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 小澤歯科医院
 - ・住所 秋田市土崎港中央4丁目5番53号

4. 通常の送迎の実施地域

当施設では入所の際の送迎実施地域を下記のとおりに定めております。ただし、ご家族により送迎される場合はこの限りではございません。

- ・秋田市(雄和、河辺地区を除く)、潟上市天王地区

5. 事故発生時の対応

施設サービス提供時に事故が発生した場合は必要な手立てを施すとともに、速やかに市町村、当該入所者のご家族、担当ケアマネージャーに連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

また、事故の状況及びその際に採った処置について記録し、その原因を解明し再発生を防ぐ為の対策を講じることとする。また、万が一賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償することとする。

尚、細部については事故が発生した場合の対応方法も含めて、事故対応マニュアルによることとする。

○ 緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 施設利用に当たっての留意事項（別紙 入所のしおりをご覧ください）

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会は、……………午前7：30～午後7：30
- ・ 消灯時間は、……………午後9時
- ・ 飲酒は、……………誕生会、行事時に飲酒可。
- ・ 喫煙は、……………苑内禁煙
- ・ 火気の取扱いは、……………認めない
- ・ 設備・備品の利用は、……………個別に対応する
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、……………個別に対応する
- ・ 金銭・貴重品の管理は、……………原則として施設にて保管
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、……………緊急時以外認められない
- ・ 宗教活動は、……………禁止
- ・ ペットの持ち込みは、……………禁止
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

7. 非常災害対策

- ・ 防災設備 消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常警報設備
誘導灯、非常用自家発電設備
- ・ 防災訓練 年2回（内 夜間想定1回）

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 要望・苦情及び虐待等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

◇ 要望・苦情及び虐待等相談窓口

支援相談室（電話018-870-2001 内線20）

担当 支援相談員 高橋 健

要望・苦情及び虐待などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、受付前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、愛染会苦情処理第三者員会、秋田県国民健康保険団体連合会及び秋田市福祉保健部介護保険課にも同様に申し出ることができます。

なお、虐待に関しては、直接市町村（秋田市においては福祉保健部介護保険課）に通報及び届出できることが法律で定められております。

◇愛染会苦情処理第三者委員会
あいぜん苑担当3名（氏名及び連絡先は別紙）

◇秋田県国民健康保険団体連合会
秋田市山王4丁目2-3 電話018-862-6864

◇秋田市福祉保健部介護保険課 施設管理担当
秋田市山王1丁目1-1 電話018-866-8780

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

あいぜん苑介護予防短期入所療養介護について

(令和 1年10月 1日現在)

1. 介護保険証及び介護保健負担割合証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証と介護保健負担割合証を確認させていただきます。

2. 介護予防短期入所療養介護の概要

介護予防短期入所療養介護は、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金（2割）

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

（従来型個室）

（多床室）

・要支援1 1, 160円

・要支援1 1, 226円

・要支援2 1, 442円

・要支援2 1, 536円

*夜勤職員配置加算として、上記施設利用料に1日につき48円加算されます。

*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、上記施設利用料に基本料金と諸加算の合計に3.9%乗じた額が加算されます。

*介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）として、上記施設利用料に基本料金と諸加算の合計に2.1%乗じた額が加算されます。

*サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イとして、上記施設利用料に1日につき36円加算されます。

*個別リハビリテーション加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき480円加算されます。

*緊急短期入所受入加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき180円加算されます。

*重度療養管理加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき240円加算されます。

*入所時、退所時に送迎を行った場合、それぞれ368円加算されます。

*療養食加算を算定した場合、上記施設利用料に1食につき16円加算されます。

*緊急時治療管理加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき1,036円加算されます。（1ヶ月に1回限度）

*なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

*上記のほか職員体制の加算により若干の変更があります。

*（※その他、実施している加算については、適宜記載する）。

（2）その他の料金

① 食費／1日 ・朝食 360円 ・昼食 560円 ・夕食 610円*
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② おやつ代／1日100円*

③ 滞在費（療養室の利用費）／1日*

・従来型個室 1,668円

・多床室 377円

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

*上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別添資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

④ 理美容代 実費（1,500円～4,000円程度。別途資料をご覧ください）

⑤ その他（私物洗濯代、電気代等）は、別途資料をご覧ください。

（3）支払い方法

・ 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、受け取ってから10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・ お支払い方法は、現金、銀行振込の方法があります。入所契約時にお選びください。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和 1 年 1 0 月 1 日現在)

介護老人保健施設あいぜん苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

あいぜん苑介護予防短期入所療養介護サービスのご案内

(令和 1年10月 1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設あいぜん苑
- ・開設年月日 平成7年6月17日
- ・所在地 秋田市上新城道川字愛染58番地
- ・電話番号 018-870-2001
- ・ファックス番号 018-870-2333
- ・管理者名 施設長 医師 小 泉 純一郎
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0550180087号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や介護予防短期入所療養介護、通所リハビリテーションや介護予防通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設あいぜん苑の運営方針]

- ・利用者の自立を支援
- ・地域や家庭との結びつきを重視
- ・良質なケアとリハビリの提供
- ・利用者本位のサービスの提供
- ・苑内事故防止の徹底
- ・利用者の人権擁護

(3) 施設の職員体制(令和 1年10月1日現在)

	常勤	非常勤	夜間	業務内容
・医師	1	0.2		施設長、施設療養の全体管理
・看護職員	10		1	入所者の保健衛生管理、直接処遇
・薬剤師		0.3		薬剤管理
・介護職員	34		4	入所者の保健衛生管理、直接処遇
・支援相談員	1			入所者の生活向上に必要な生活指導
・作業療法士	5			入所者のリハビリ
・管理栄養士	1			入所者の栄養管理
・介護支援専門員	1			ケアプラン作成
・事務職員	10			会計、庶務
・その他	5		1	技師、宿直、洗濯、清掃

- (4) 入所定員等 ・定員 100名(短期入所含む)
・療養室 個室 3室、2人室 5室、3人室 1室、4人室 21室

2. サービス内容

- ① 介護予防短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます)
朝食 7時～8時
昼食 12時～13時
夕食 18時～19時
- ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 理美容サービス(第1、3、(5)月曜日に美容、第2、4月曜日に理容を実施)
- ⑩ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名称 秋田厚生連秋田厚生医療センター
 - ・住所 秋田市飯島西袋1-1-1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名称 小澤歯科医院
 - ・住所 秋田市土崎港中央4丁目5番53号

4. 通常の送迎の実施地域

当施設では入所の際の送迎実施地域を下記のとおりに定めております。ただし、ご家族により送迎される場合はこの限りではございません。

- ・秋田市(雄和、河辺地区を除く)、潟上市天王地区

5. 事故発生時の対応

施設サービス提供時に事故が発生した場合は必要な手立てを施すとともに、速やかに市町村、当該入所者のご家族、担当ケアマネージャーに連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

また、事故の状況及びその際に採った処置について記録し、その原因を解明し再発生を防ぐ為の対策を講じることとする。また、万が一賠償すべき事態となった場合には、速やかに賠償することとする。

尚、細部については事故が発生した場合の対応方法も含めて、事故対応マニュアルによることとする。

○ 緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

6. 施設利用に当たっての留意事項（別紙 入所のしおりをご覧ください）

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会は、……………午前7：30～午後7：30
- ・ 消灯時間は、……………午後9時
- ・ 飲酒は、……………誕生会、行事時に飲酒可。
- ・ 喫煙は、……………苑内禁煙
- ・ 火気の取扱いは、……………認めない
- ・ 設備・備品の利用は、……………個別に対応する
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、……………個別に対応する
- ・ 金銭・貴重品の管理は、……………原則として施設にて保管
- ・ 外泊時等の施設外での受診は、……………緊急時以外認められない
- ・ 宗教活動は、……………禁止
- ・ ペットの持ち込みは、……………禁止
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

7. 非常災害対策

- ・ 防災設備 消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備、非常警報設備
誘導灯、非常用自家発電設備
- ・ 防災訓練 年2回（内 夜間想定1回）

8. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 要望・苦情及び虐待等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

◇ 要望・苦情及び虐待等相談窓口

支援相談室（電話018-870-2001 内線20）

担当 支援相談員 高橋 健

要望・苦情及び虐待などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、受付前に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、愛染会苦情処理第三者員会、秋田県国民健康保険団体連合会及び秋田市福祉保健部介護保険課にも同様に申し出ることができます。

なお、虐待に関しては、直接市町村（秋田市においては福祉保健部介護保険課）に通報及び届出できることが法律で定められております。

◇愛染会苦情処理第三者委員会
あいぜん苑担当3名（氏名及び連絡先は別紙）

◇秋田県国民健康保険団体連合会
秋田市山王4丁目2-3 電話018-862-6864

◇秋田市福祉保健部介護保険課 施設管理担当
秋田市山王1丁目1-1 電話018-866-8780

10. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

あいぜん苑介護予防短期入所療養介護について

(令和 1年10月 1日現在)

1. 介護保険証及び介護保健負担割合証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証と介護保健負担割合証を確認させていただきます。

2. 介護予防短期入所療養介護の概要

介護予防短期入所療養介護は、要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、介護予防短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金（3割）

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

（従来型個室）

（多床室）

・要支援1 1, 740円

・要支援1 1, 839円

・要支援2 2, 163円

・要支援2 2, 304円

*夜勤職員配置加算として、上記施設利用料に1日につき72円加算されます。

*介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として、上記施設利用料に基本料金と諸加算の合計に3.9%乗じた額が加算されます。

*介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）として、上記施設利用料に基本料金と諸加算の合計に2.1%乗じた額が加算されます。

*サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イとして、上記施設利用料に1日につき54円加算されます。

*個別リハビリテーション加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき720円加算されます。

*緊急短期入所受入加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき270円加算されます。

*重度療養管理加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき360円加算されます。

*入所時、退所時に送迎を行った場合、それぞれ552円加算されます。

*療養食加算を算定した場合、上記施設利用料に1食につき24円加算されます。

*緊急時治療管理加算を算定した場合、上記施設利用料に1日につき1, 554円加算されます。（1ヶ月に1回限度）

*なお、緊急時に所定の対応を行った場合、別途料金が加算されます。

*上記のほか職員体制の加算により若干の変更があります。

*（※その他、実施している加算については、適宜記載する）。

（2）その他の料金

① 食費／1日 ・朝食 360円 ・昼食 560円 ・夕食 610円*
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）

② おやつ代／1日100円*

③ 滞在費（療養室の利用費）／1日*

・従来型個室 1,668円

・多床室 377円

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）

*上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別添資料（利用者負担説明書）をご覧ください。

④ 理美容代 実費（1,500円～4,000円程度。別途資料をご覧ください）

⑤ その他（私物洗濯代、電気代等）は、別途資料をご覧ください。

（3）支払い方法

・ 毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、受け取ってから10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

・ お支払い方法は、現金、銀行振込の方法があります。入所契約時にお選びください。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(令和 1 年 1 0 月 1 日現在)

介護老人保健施設あいぜん苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供